

平成27年度 保育園の入園案内

平成27年度の保育園の入園受付を行います。入園を希望する方は、申込書などを提出してください。

■入園の基準

保育園の入園については、保育の必要性が高い児童を優先します。

保護者が次の理由のいずれかに該当するため、家庭保育ができない児童

- ①常勤、非常勤または農業など家庭外の仕事をしている。
- ②自営、内職など家庭内の仕事をしている。
- ③母親の出産前、出産後。
- ④病気または心身に障がいがある。
- ⑤長期にわたり病人や心身に障がいのある親族（同居）の介護に当たっている。
- ⑥火災またはその他の災害の復旧に当たっている。
- ⑦学校または資格取得のために就学する。

※ 0～2歳児の入園については、全ての保護者が各自で社会保険に加入している必要があります。また、同居する65歳未満の祖父母の就労などの状況により、優先度を調整します。

※ 就業日数や時間数等の詳しい基準は、保育所入所申込書と同時に配布する説明書でご確認ください。

◎自由契約児

上記にあてはまらない場合であっても定員に余裕のある保育園では満3歳以上（平成27年4月1日現在）に限り、自由契約児として入園可能です。

■新制度の導入について

子ども・子育て支援制度の導入により、平成27年4月から入園の基準などが変わります。

○支給認定の必要

支給認定とは「保育の必要性」の認定を行うものです。申し込み時に支給認定の申請を行ってください。町から「認定証」を交付します。

○保育料について

平成27年4月以降の保育料については、国が定める水準を参考に町が設定します。料金の決定は平成27年3月頃を予定しています。

■申し込み方法

各保育園、子育て支援課で10月10日（金）から配布する入所申込書に記入し、提出してください。

■申込書受付場所

居住地にかかわらず、希望する園または子育て支援課に申込書とその他必要書類を提出してください。

■受付期間

10月27日（月）～11月5日（水）の午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

■入園の決定

平成27年1月下旬ごろに通知します。

■問い合わせ先

子育て支援課 ☎(48)1111（内226・301）

